

遺言書保管制度の手続予約制のお知らせ

遺言書保管制度では、遺言書の保管の申請、遺言書の閲覧の請求等を始めとする法務局（遺言書保管所）において行う全ての手続について、予約が必要です。

これは、法務局（遺言書保管所）において行う手続につきましては、それぞれ各種確認や手続の処理に、一定程度時間を要するため、手続の順番をお待ちいただくことのないようにすることを目的としています。

そのため、予約をせずに法務局（遺言書保管所）にお越しいただいた場合、予約者が優先されるため、長時間お待ちいただくことになるか、その日に手続ができないことがあります。
遺言書の作成に関するご相談には一切応じられませんので、ご了承ください。

◇予約方法について

予約の方法は次の3つです。

- 1 法務局手続案内予約サービスの専用ホームページにおける予約（24時間365日可）

<http://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



- 2 法務局（遺言書保管所）への電話による予約
手続を行う予定の各法務局（遺言書保管所）へ、お電話にてお申込みください。
秋田県内の法務局（遺言書保管所）は [こちら](#)（ただし、横手法務局証明サービスセンターを除く）
[→全国の法務局一覧](#)

受付時間：平日8：30～17：15まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

- 3 法務局（遺言書保管所）窓口における予約
手続を行う予定の各法務局（遺言書保管所）の窓口へ直接お申込みください。
秋田県内の法務局（遺言書保管所）は [こちら](#)（ただし、横手法務局証明サービスセンターを除く）
[→全国の法務局一覧](#)

受付時間：平日8：30～17：15まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

◇予約に関する注意事項について

- 1 予約時間を過ぎてもお越しにならない場合は、キャンセルされたものとして取り扱うことがあります。
- 2 予約は、申請その他の手続を行うご本人名義でお願いします。

